

通報をためらわない！

地域ぐるみで虐待防止！



虐待は人の尊厳を傷つける、決して許されない行為です。虐待は徐々に深刻化することが多く、疑いが生じた時点で周囲が適切に対応をすることにより、重大な事態への発展を未然に防ぐことができます。

なお、虐待を受けている方が助けを求めることは、難しい場合が多いため、地域ぐるみで兆候を見逃さず、疑いの段階で早期に通報や相談をしていただくようお願いします。

【虐待の種類】

下記のような行為が虐待にあたります。虐待をしている側、されている側の自覚は問いません。

(1) 身体的虐待

身体に外傷が生じたり、生じるおそれのある暴行を加えること。正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

周りに見えるように排泄行為をさせたり、性的行為をさせること。

(3) 心理的虐待

著しい暴言、著しく拒絶的な対応、不当な差別言動、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 放棄・放任（ネグレクト）

衰弱を招くほど著しく食事や水分を与えない行為、または長時間にわたり必要な支援を行わず放置すること。周囲の人からの身体的・性的・心理的な加害行為を、養護者が見て見ぬふりをする事。

(5) 経済的虐待

本人の同意なしに財産や年金、賃金を使うこと。理由なく本人に金銭を与えないこと。

【虐待が疑われる状態の例】

- ・泣き声や怒鳴り声が聞こえる。
- ・顔や体に殴られたようなアザがある。
- ・何日も同じ服を着ている。不潔である。
- ・家族などに対しておびえるような態度をとる。
- ・（小さい子の場合）夜になっても1人で外出している。
- ・（障がい者の場合）違法な低賃金で働かされている。

【相談・通報先】

自分が虐待を受けた場合、虐待を受けている人を見かけた場合、または虐待を疑う場合には、ためらうことなく相談・通報してください。（全ての国民に通報する義務が定められています）

迅速な対応が被害の未然防止につながります。通報先が分からない場合は、いずれの窓口へ通報しても構いません。通報先の職員には守秘義務があり、通報者の情報が漏えいしたり不利益を受けたりすることはありません。

■児童虐待の場合

八雲地域	平日 8:30 ~ 17:15	子育て支援センター	☎0137-62-2573
	平日の夜間・休日	八雲町役場：宿日直室	☎0137-62-2111
熊石地域	平日 8:30 ~ 17:15	住民サービス課環境生活係（熊石総合支所内）	☎01398-2-3111
	平日の夜間・休日	熊石総合支所：宿日直室	
八雲・熊石 地域共通	平日・休日夜間共通	函館児童相談所	☎0138-54-4152
		児童相談所全国共通ダイヤル	☎189（いちはやく）

■高齢者虐待の場合

八雲地域	保健福祉課包括支援係（シルバープラザ内）	平日・休日夜間共通 ☎0137-65-5001 ※休日・夜間は八雲町役場宿日直室へ転送されます。
熊石地域	住民サービス課住民福祉係（熊石総合支所内）	平日・休日夜間共通 ☎01398-2-2365

■障がい者虐待の場合

八雲地域	平日 8:30 ~ 17:15	保健福祉課障がい者福祉係（シルバープラザ内）	☎0137-64-2111
	平日の夜間・休日	八雲町役場：宿日直室	☎0137-62-2111
熊石地域	平日 8:30 ~ 17:15	住民サービス課環境生活係（熊石総合支所内）	☎01398-2-3111
	平日の夜間・休日	熊石総合支所：宿日直室	